

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により北上市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成20年8月1日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ニトリ岩手北上市店 北上市村崎野14地割476番4ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ニトリ
- 3 北上市から聴取した意見の概要

（1）大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

開店後に生活環境に関する問題が生じた場合、誠実に実効ある対応策を講ずるほか、これらに対応する連絡先・窓口について周知を図られたい。

（2）駐車需要の充足等交通に係る事項

計画地が交通量の多い国道4号に隣接しているが、国道4号を花巻市方面より奥州市方面に向かう車両について、右折進入レーンを設置できない形状となっており、計画地南側の市道との交差点で右折してUターンする車両があると危険であるので、その防止について対策を講じられたい。

（3）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量化及びリサイクルの推進について、資源循環型社会の形成推進の趣旨に沿って、適正処理を推進されたい。

備考 本公告に係る北上市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び北上市役所に備えておいて縦覧に供する。